

# 箕面市就学前保育・教育カリキュラム デザイン業務委託仕様書

## I. 総則

### 1. 業務委託名

箕面市就学前保育・教育カリキュラムデザイン業務委託

### 2. 履行場所

箕面市西小路四丁目 地内

### 3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月28日まで

### 4. 事業の趣旨・目的

箕面市教育委員会子ども未来創造局保育・幼児教育センターは、新しく策定される就学前保育・教育カリキュラム（以下、就学前カリキュラムという。）を制作し、配付することで、市内の就学前保育・教育施設等が同じ視点やねらいをもち、保育・幼児教育の質の向上をはかる。この業務の目的は、カリキュラムの表紙および各ページが、魅力的で視覚的に理解しやすいデザインで制作することで、保育士・幼稚園教諭等が活用してみたいとなるカリキュラムとすることをめざす。

### 5. 就学前カリキュラム

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や生きる力の基礎を培う重要な時期であり、特に近年、乳幼児期の教育の重要性が提唱され、その質の確保と向上がクローズアップされている。最近では、平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（改定）され、施設種別間の教育内容の整合性とともにより小学校教育への接続が一層重視された。

就学前カリキュラムは、市内の就学前施設で育つすべての乳幼児について、公立・民間、幼稚園、保育園、認定こども園といった施設種別の垣根を越えて、発達段階にあわせて活用できる教育プログラムとして策定するものである。

## II. 業務委託の内容

### ◆就学前カリキュラムの構成

- ・冊子（無線綴じ）
- ・A4サイズ
- ・52ページ（表紙・裏表紙を除くページ数：48ページ）

### 1. デザイン業務

- ・就学前カリキュラムの表紙におけるデザイン（表紙・裏表紙・背表紙）
- ・各ページにおけるデザイン（計48ページ）
  - ①カリキュラムへの配色のインデックスの貼り付けなど軽微なデザイン
  - ②写真の加工（計42枚）
  - ③ワンポイントデザイン（計10箇所）
- ・校正（3回）
- ・色校正（1回）
- ・なお、各デザインにかかるイメージおよび原稿や写真については発注者から提供する。

### 2. 必要な成果物

- ・電子媒体によりデータを納品すること（DVD-R等）

項目	用途	ファイル形式	等
①就学前カリキュラム	閲覧用 データ	pdf	
②就学前カリキュラム	入稿用 データ	ai	8～10、CS～CS6、CC、2014～2024

- ・データにより納品すること（メール等による納品可）
- ③発注者と協議した際の協議記録
- ④履行期間中の工程表（契約後速やかに作成し、提出すること。発注者側の作業、受注者側の作業がわかるように記載すること。）

### Ⅲ. 要件と納品期限

#### 1. デザインの要件

- ・ 幼児教育に適した明るく親しみやすいデザイン
- ・ 視覚的に理解しやすいインデックスやイラストの導入
- ・ その他、発注者と協議して決定するものとする。
- ・ 印刷用データは CMYK カラーで作成すること。

#### 2. 納品期限

- ・ 令和6年3月13日までにすべてのデザインを完成させ、指定のファイル形式でデータ及び電子媒体（DVD-R）で納品すること。

### Ⅳ. 特記事項等

1. 受注者は、本委託業務の実施に当たっては関係法令、条例、規則等を遵守すること。
2. 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしないこと。
3. 受注者は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏洩、開示してはならず、また、本業務以外の目的に使用してはならない。これらは、本契約期間終了後も同様とする。発注者は、受注者が業務上知り得た事項を漏洩した場合に受けた損害について、受注者に対して損害賠償を請求することができる。また、漏洩時には受注者の責任で、委託者に書類等による経過報告等を遅滞なく行うと同時に可及的速やかに情報の回収等の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、本事業の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)および箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月二十二日条例第二十二号）等の個人情報保護関係規程を遵守するものとする。また、委託業務の履行に伴い発注者から提供する写真等のデータについては、善良な管理者の注意義務により発注者が提供したデータを取扱うとともに、契約期間が終了したのちにデータ等は、受注者の責において抹消すること。
5. 本業務で発生する成果物及び素材（イラスト等を含む）にかかる所有権・著作権は発注者に帰属する。成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「原著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、権利を有する第三者から成果物にかかる使用の許可及び事後についても

権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

6. 本仕様書に記載のない事項については、その都度担当者と協議するものとする。